

 \bigcirc

山形県公司

目

平成22年2月23日(火) 第2120号

毎週火・金曜日発行

規 則	
〇山形県障害者自立支援法の施行に関する規則の一部を改正する規則(障がい福祉課)…15	53
告示	
○山形県保育所整備資金利子補助金交付規程の一部を改正する規程(子育て支援課)…15	59
○県営土地改良事業計画の変更・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	60
○土地改良区の役員の退任の届出・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	ī
○土地改良区の役員の就任の届出・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	51
○都市計画の変更の案の縦覧・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	52
○都市計画事業の変更の認可の告示・・・・・・・・・・・ (同) ・・・16	3
教育委員会関係	
規 則	
○県立学校の学校医、学校歯科医及び学校薬剤師の公務災害補償に関する条例施行規則の一部を 改正する規則・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	ij
公 告	

次

正

○特定非営利活動法人の定款変更の認証の申請…………(置賜総合支庁地域支援課) …164 ○一般競争入札の公告……………………………………………………(病院事業局)… 同

> 規 則

山形県障害者自立支援法の施行に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。 平成22年2月23日

> 吉 村 美栄子 山形県知事

山形県規則第5号

既左の受給者釆号

山形県障害者自立支援法の施行に関する規則の一部を改正する規則

山形県障害者自立支援法の施行に関する規則(平成18年3月県規則第70号)の一部を次のように改正する。 別記様式第4号中

	既存の受給者番号		既存の受給者証の有効期限	年 月 日	を
Г	:				_
1	既存の受給者番号		既存の受給者証の有効期限	年 月 日	19
	医療の具体的方針	※精神通院医療の方のみ記入。	前回の支給認定の申請書	※精神通院医療の方のみ記入。	1 13
	の変更	有・無	への診断書の添付	有 ・ 無	

	平成22年2月23日(火曜日)	山	形	県 4	\$ \$	R			第2120号	}	
Γ Γ	3 判定の結果、該当3 判定の結果、該当4 精神通院医療で前支給認定の申請を行合は、診断書の添付	する所得 回の支給 う場合で	区分や「重認定の申請 あって、前	度かつ継 書に診断 回の支給	続」の記書を添り	亥当・ 寸した	非該当 方が、	が変更さ その有効	れる場 期間満	合があり 了後に引)ます。 き続き	l.=
	整理番号			適			否			【備考]	を
	今回の支給認定に係る診断	書の添付	有(医療	用・手帳	同時用)	•無	(医療月	月2年目	手帳同	同時用2	年目)	に改
	整理番号			適			否			【備考]	
5	別記様式第 5 号中 障 害 の 種 類 (該当するものに○を つける) 医療の具体的方針	(4)音声	不自由 ・言語・そ 機能障害	しゃく機	能障害	(5)	心臓機 免疫機	13211 H	(6) 腎脯	養機能障	害	· を
	障 害 の 種 類 (該当するものに○を つける)	(4)音声(7)小腸	不自由 ・言語・そ 機能障害 O状況及び移	しゃく機 (8) その(能障害 也内臓障	害 (5) 心臟 9) 免疫	・平衡機 機能障害 機能障害	(6) 腎	腎臓機能 肝臓機能		
	障害の状況											に改
	医療の具体的方針	(手術⊄	D名称等、治	治療内容を	を具体的	に記力		ください。 P定日 (年	月	日)	
	る。 別記様式第8号(裏面)	中										
	変更となる事項			変更の戸	内容		月	承認年月1	3	承認	印	
												を

変更となる事項	変更の内容	承認年月日	承認印	
				な

公費負担の対象となる障害				
医療の具体的方針				
今回の支給認定に係る診断書の添付				
備				に改
変更となる事項	変更の内容	承認年月日	承認印	
				1

め、同様式(裏面)の注意事項第2項中「・精神障害者保健福祉手帳・身体障害者手帳の取得」を削り、同注意事項第4項中「手続き」を「申請」に改め、同注意事項に次の1項を加える。

5 再認定の申請は毎年必要ですが、申請書への診断書の添付は2年に1回とすることができます。ただし、 前回の支給認定の申請時から医療の具体的方針の変更がある場合は診断書の添付が必要です。

別記様式第11号の備考第3項中第13号を第15号とし、第12号を第14号とし、第11号を第12号とし、同号の次に次の1号を加える。

(13) 肝臓移植に関する医療

別記様式第11号の備考第3項中第10号を第11号とし、第9号を第10号とし、第8号の次に次の1号を加える。

(9) 心臓移植に関する医療

別記様式第11号の備考に次の2項を加える。

- 12 心臓移植に関する医療のうち心臓移植術後の抗免疫療法を担当しようとする場合は、(別紙 6) (連携する 医療機関がある場合にあっては、(別紙 6) 及び (別紙 7)) による臨床実績等に関する証明書を経歴書に添 付すること。
- 13 肝臓移植に関する医療のうち肝臓移植術後の抗免疫療法を担当しようとする場合は、(別紙8) (連携する 医療機関がある場合にあっては、(別紙8) 及び (別紙9)) による臨床実績等に関する証明書を経歴書に添 付すること。

別記様式第11号に次の4別紙を加える。

心臓移植術後の抗免疫療法に関する臨床実績証明書

医療機関名							主たる担当 医 師 名			
期			間			症例数	実	施医療機関名		備考
							心臓移植後の	の抗免疫療法		
年	月	$\exists\sim$	年	月	日				病院	
年	月	$\exists\sim$	年	月	日				病院	
年	月	$\exists\sim$	年	月	日				ΗР	(国名)
							心臟移植術			
年	月	日~	年	月	日				病院	
年	月	日~	年	月	日				ΗР	(国名)

上記のとおり相違ないことを証明する。

年 月 日

(記載要領)

- 1 「医療機関名」欄には、正式名称を記載すること。
- 2 「主たる担当医師名」欄には、心臓移植術後の抗免疫療法に関する医療を主として担当する医師の氏名を記載すること。
- 3 「期間」及び「症例数」欄には、「主たる担当医師名」欄に記載した医師が、これまでに心臓移植術後の抗 免疫療法を実施した実績を直近時から遡って記載すること。

また、移植関係学会合同委員会において、心臓移植実施施設として選定された施設で心臓移植術及び心臓移植術後の抗免疫療法に関する臨床研修等の経験がある場合は、記載しても差し支えない。

- 4 「実施医療機関名」欄には、これまでに心臓移植術後の抗免疫療法を実施した医療機関名を記載すること。 なお、実施した医療機関については国内に限定するものではないが、国外の医療機関を記載する際は、「備 考」欄に国名を記載すること。
- 5 心臓移植術の経験がある場合は、心臓移植術についても記載すること。

心臓移植術後の抗免疫療法に関する臨床実績証明書(連携機関の医師)

連携する 医療機関名									連担医	集する師 名			
<u></u>	朝	間						症例数		実		備考	
									心肺	藏移植術			
年	· J	日	\sim	年	月	日						病院	
年	. J	月日	\sim	年	月	日						ΗР	(国名)
									心脯	藏移植後⊄)抗免疫療法		
年	. J	日	\sim	年	月	日						病院	
年	. J	月	\sim	年	月	日						ΗР	(国名)
連携する	る医	師の経	圣歴		生	年月	日			学位			
年 月	日	,	任	免	事	項		師事した指導	尊者 ∅	の氏名及び	ド学位論文名又は	学会に携	是出した論文名

上記のとおり相違ないことを証明する。

年 月 日

(記載要領)

- 1 「医療機関名」欄には、正式名称を記載すること。
- 2 「連携する医師名」欄には、心臓移植術後の抗免疫療法に関する医療について連携する医師の氏名を記載すること。
- 3 「期間」、「症例数」及び「実施医療機関名」欄には、「連携する医師名」欄に記載した医師が、これまでに 心臓移植術又は心臓移植術後の抗免疫療法を実施した実績を直近時から遡って記載すること。

なお、実施した医療機関については国内に限定するものではないが、国外の医療機関を記載する際は、「備 考」欄に国名を記載すること。

肝臓移植術後の抗免疫療法に関する臨床実績証明書

医療機関名							主たる担当 医 師 名			
期			間			症例数	実	施医療機関名		備考
							肝臟移植後の	の抗免疫療法		
年	月	$\exists\sim$	年	月	日				病院	
年	月	$\exists\sim$	年	月	日				病院	
年	月	$\exists\sim$	年	月	日				ΗР	(国名)
							肝臟移植術			
年	月	日~	年	月	日				病院	
年	月	日~	年	月	日				ΗР	(国名)

上記のとおり相違ないことを証明する。

年 月 日

医療機関名 氏 名

(記載要領)

- 1 「医療機関名」欄には、正式名称を記載すること。
- 2 「主たる担当医師名」欄には、肝臓移植術後の抗免疫療法に関する医療を主として担当する医師の氏名を記載すること。
- 3 「期間」及び「症例数」欄には、「主たる担当医師名」欄に記載した医師が、これまでに肝臓移植術後の抗免疫療法を実施した実績を直近時から遡って記載すること。

また、移植関係学会合同委員会において、肝臓移植実施施設として選定された施設で肝臓移植術及び肝臓移植術後の抗免疫療法に関する臨床研修等の経験がある場合は、記載しても差し支えない。

- 4 「実施医療機関名」欄には、これまでに肝臓移植術後の抗免疫療法を実施した医療機関名を記載すること。 なお、実施した医療機関については国内に限定するものではないが、国外の医療機関を記載する際は、「備 考」欄に国名を記載すること。
- 5 肝臓移植術の経験がある場合は、肝臓移植術についても記載すること。

肝臓移植術後の抗免疫療法に関する臨床実績証明書(連携機関の医師)

連携する								連	隽する			
医療機関名								医	師 名			
期			間				症例数		実		備考	
								肝脈	藏移植術			
年	月	日~	年	月	日						病院	
年	月	日 ~	年	月	日						ΗР	(国名)
								肝脈	義移植術後	後の抗免疫療法		
年	月	日~	年	月	日						病院	
年	月	日~	年	月	日						ΗР	(国名)
連携する	医師	iの経歴		生	年月	日			学位			
年 月 日		任	免	事	項		師事した指導	算者 <i>0</i>	の氏名及び	ド学位論文名又は	学会に携	是出した論文名

上記のとおり相違ないことを証明する。

年 月 日

 \Box

(記載要領)

- 1 「医療機関名」欄には、正式名称を記載すること。
- 2 「連携する医師名」欄には、肝臓移植術後の抗免疫療法に関する医療について連携する医師の氏名を記載すること。
- 3 「期間」、「症例数」及び「実施医療機関名」欄には、「連携する医師名」欄に記載した医師が、これまでに 肝臓移植術又は肝臓移植術後の抗免疫療法を実施した実績を直近時から遡って記載すること。

なお、実施した医療機関については国内に限定するものではないが、国外の医療機関を記載する際は、「備考」欄に国名を記載すること。

附則

- 1 この規則は、平成22年4月1日から施行する。
- 2 改正前の別記様式第8号による自立支援医療受給者証でこの規則の施行の際現に効力を有するものは、改正後の同様式による自立支援医療受給者証とみなす。

<u>#</u>	=
	小

山形県告示第135号

山形県保育所整備資金利子補助金交付規程の一部を改正する規程を次のように定める。 平成22年2月23日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

山形県保育所整備資金利子補助金交付規程の一部を改正する規程

山形県保育所整備資金利子補助金交付規程(昭和53年10月県告示第1855号)の一部を次のように改正する。 第2条中「年0.80パーセント」を「年0.85パーセント」に改める。

附目

- 1 この規程は、公布の日から施行し、改正後の第2条の規定は、平成22年2月10日から適用する。
- 2 平成22年2月10日前に借り入れられた借入金に係る利子補助金の額の算定の際融資残高に乗ずる割合について は、なお従前の例による。

山形県告示第136号

土地改良法(昭和24年法律第195号)第87条第1項の規定により定めた県営土地改良事業(楯岡地区地域水田農業支援緊急整備事業(緊急整備型))計画を変更したので、関係書類を次のとおり縦覧に供する。

平成22年2月23日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

1 縦覧に供する書類の名称

県営楯岡地区土地改良事業変更計画書の写し

2 縦覧に供する場所

村山市役所

東根市役所

3 縦覧に供する期間

平成22年3月2日から同月31日まで

4 その他

この告示に係る決定に対して異議がある者は、縦覧期間満了の日の翌日から起算して15日以内に知事に申し出ることができる。

この決定については、取消しの訴えを提起することはできず、上記の異議申立てについての決定に対してのみ、山形県を被告として(訴訟において山形県を代表する者は、山形県知事となる。)、異議申立てについての決定のあったことを知った日の翌日から起算して6箇月以内に、取消しの訴えを提起することができる。

山形県告示第137号

土地改良法(昭和24年法律第195号)第18条第16項の規定により、新庄土地改良区の次の役員が退任した旨の届 出があった。

平成22年2月23日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

理事及び監事の別		氏	名			住	所
理事	小	嶋	敏	男	新庄	市大字萩野1019番地	
同	奥	山	久 三	自即	同	大字泉田字泉田199番地	
同	今	田	義	徳	同	十日町4390番地	
同	斉	藤		男	同	718番地	
同	早	坂	國	男	同	3137番地	
同	三	原	常	男	同	五日町2648番地	
同	武	田	良	11	同	1556番地	
同	小	野	秀	_	同	金沢130番地	

山形県告示第138号

土地改良法(昭和24年法律第195号)第18条第16項の規定により、新庄土地改良区の役員に次の者が就任した旨の届出があった。

平成22年2月23日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

理事及び監事の別	氏		名		住		所
理事	小	嶋	敏	男	新庄市	大字萩野1019番地	
同	長	沼	佐	_	同	大字泉田字泉田289番地	
同	髙	橋	俊	逸	同	十日町6692番地	
同	徳	田	_	郎	同	750番地	
同	早	坂	國	男	同	3137番地	

同	=	原	常	Ē	男	同 五日町2648番地
同	武	田	良	=	Ξ.	同 1556番地
同	盛	岡	和		削	同 金沢3443番地
同	佐	藤	喜	代示	志	同 大字飛田29番地
同	森		良	=	_	同 宮内町7番27号
同	柿	﨑	忠	=	_	同 大字鳥越955番地の4
同	沼	澤	秀	Ę	夫	同 674番地
同	大	場	光	=	_	同 大字松本161番地の2
同	髙	Щ	宗	1	兑	同 大字角沢707番地
同	斉	藤	純	=	_	同 大字本合海177番地
同	芳	賀	祐	4	兑	同 1169番地
同	佐	藤	利	j	美	同 大字升形817番地
同	Щ	尾	順	ที่	紀	同 五日町5914番地
同	加	藤	正	į	美	最上郡大蔵村大字合海833番地
監事	菅	根	隆	-	_	新庄市金沢3145番地の 2
同	矢	П		†	尃	同 大字升形935番地
同	三	原	和	5	爾	同 十日町3985番地

山形県告示第139号

都市計画法(昭和43年法律第100号)第21条第1項の規定により次の都市計画を変更するため、同条第2項において準用する同法第17条第1項の規定により、当該都市計画の変更の案を次のとおり縦覧に供する。

平成22年2月23日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

- 1 都市計画の種類及び名称
 - (1) 種類 山形広域都市計画道路
 - (2) 名 称 3・4・203号荒谷高擶線
- 2 都市計画を変更する土地の区域
 - (1) 追加する部分 天童市大字荒谷字北原、字本条、字下条、字長井仏及び字日川地内
 - (2) 削除する部分 天童市大字荒谷字本条、字桜段、字長井仏及び字金石段地内
- 3 都市計画の案の縦覧の期間及び場所
 - (1) 期 間 平成22年2月23日から同年3月9日まで
 - (2) 場 所 土木部都市計画課及び村山総合支庁建設部都市計画課並びに天童市役所

4 その他

この都市計画の変更の案については、縦覧期間満了の日までに、知事に対し意見書を提出することができる。

山形県告示第140号

次のとおり都市計画法(昭和43年法律第100号)第63条第2項において準用する同法第62条第1項の規定による告示があった。

平成22年2月23日

山形県知事 吉 村 美栄子

- 1 都市計画事業の種類及び名称
 - (1) 種 類 山形広域都市計画道路事業
 - (2) 名 称 3・4・207号山形老野森線
- 2 施行者の名称

山形県

3 事業所の所在地 山形市松波二丁目8番1号

- 4 事業地の所在
 - (1) 収用の部分 変更なし
 - (2) 使用の部分 なし
- 5 告示年月日及び番号

平成22年2月16日 東北地方整備局告示第12号

教育委員会関係

規 則

県立学校の学校医、学校歯科医及び学校薬剤師の公務災害補償に関する条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成22年2月23日

山形県教育委員会 委員長 長 南 博 昭

山形県教育委員会規則第1号

県立学校の学校医、学校歯科医及び学校薬剤師の公務災害補償に関する条例施行規則の一部を改正する規則

県立学校の学校医、学校歯科医及び学校薬剤師の公務災害補償に関する条例施行規則(平成9年4月県教育委員会規則第8号)の一部を次のように改正する。

別記様式第2号、別記様式第3号、別記様式第5号及び別記様式第10号の規定中「所轄社会保険事務所名等」を 「所轄年金事務所名等」に改める。

別記様式第18号から別記様式第20号まで及び別記様式第22号から別記様式第24号までの規定中「所轄社会保険事務所等」を「所轄年金事務所等」に改める。

附則

- 1 この規則は、公布の日から施行する。
- 2 改正前の別記様式第2号、別記様式第3号、別記様式第5号及び別記様式第10号並びに別記様式第18号から別記様式第20号まで並びに別記様式第22号から別記様式第24号までの規定による用紙でこの規則の際現に残存するものは、当分の間使用することができる。

公 告

特定非営利活動促進法(平成10年法律第7号)第25条第4項の規定により、次のとおり特定非営利活動法人の定款の変更の認証について申請があった。

平成22年2月23日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

1 申請のあった年月日

平成22年2月10日

- 2 申請に係る特定非営利活動法人の名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地並びにその定款に記載された 目的
 - (1) 名称

特定非営利活動法人玉庭いこいの里

(2) 代表者の氏名

伊藤 健一

(3) 主たる事務所の所在地

東置賜郡川西町大字玉庭向原1-8番地

(4) 定款に記載された目的

この法人は、地域住民に対して、地域が抱える過疎、豪雪、少子化、高齢化等に関する支援事業を行い、福祉の向上に寄与することを目的とする。

地方自治法(昭和22年法律第67号)第234条第1項の規定により、山形県立新庄病院 院内清掃等業務について、 一般競争入札を次のとおり行う。

なお、この入札に係る調達は、1994年4月15日マラケシュで作成された政府調達に関する協定の適用を受ける。 平成22年2月23日

山形県立新庄病院長 鈴 木 知 信

- 1 入札の場所及び日時
 - (1) 場 所 新庄市若葉町12番55号 山形県立新庄病院 3階会議室
 - (2) 日 時 平成22年3月18日(木) 午前10時00分
- 2 入札に付する事項
 - (1) 調達をする特定役務の名称及び数量 山形県立新庄病院 院内清掃等業務 一式
 - (2) 調達をする特定役務の仕様等 入札説明書及び仕様書による。
 - (3) 契約期間 平成22年4月1日から平成23年3月31日まで
 - (4) 入札方法 総価により行う。落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の5に相当する金額を加算した金額(当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額)をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約金額の105分の100に相当する金額を入札書に記載すること。
- 3 入札参加者の資格

次に掲げる要件をすべて満たす者であること。

- (1) 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4第1項の規定に該当しないこと。
- (2) 平成21年度山形県物品等及び特定役務の調達に係る競争入札の参加者の資格等に関する公告(平成21年1月 27日付け県公報第2013号)により公示された資格を有すること。
- (3) 山形県競争入札参加資格者指名停止要綱に基づく指名停止措置を受けていないこと。
- (4) 医療法施行規則(昭和23年厚生省令第50号)第9条の15に定める基準に適合していること。
- 4 契約条項を示す場所、入札説明書及び仕様書の交付場所並びに契約に関する事務を担当する部局等 新庄市若葉町12番55号 山形県立新庄病院総務課施設係 電話番号0233 (22) 5525
- 5 入札保証金及び契約保証金
 - (1) 入札保証金 免除する。
 - (2) 契約保証金 契約金額の100分の10に相当する金額以上の額。ただし、山形県財務規則(昭和39年3月県規則第9号。以下「規則」という。)第135条各号のいずれかに該当する場合は、契約保証金を免除する。

6 入札の無効

入札に参加する者に必要な資格のない者のした入札、入札に関する条件に違反した入札その他規則第122条の2の規定に該当する入札は、無効とする。

7 落札者の決定の方法

規則第120条第1項の規定により作成された予定価格の範囲内で最低の価格をもって入札(有効な入札に限る。)を行った者を落札者とする。

8 契約の手続において使用する言語及び通貨 日本語及び日本国通貨

9 その他

- (1) この公告による入札に参加を希望する者は、一般競争入札参加資格確認申請書及び3の(4)に係る証明書を 平成22年3月8日(月)午後3時までに山形県立新庄病院総務課施設係に提出すること。この場合において、 証明書を提出した者は、開札日の前日までに証明書に関し説明又は協議を求められた場合は、それに応じるも のとする。
- (2) この入札は、山形県低入札価格調査制度実施要綱の規定による低入札価格調査制度を適用する。
- (3) この契約においては、契約書の作成を必要とする。この場合において、当該契約書には、談合等に係る契約解除及び賠償に関する定め、再委託の禁止に関する定め並びに個人情報の保護に関する定めを設けるものとする。
- (4) この入札及び契約については、山形県立新庄病院の都合により、調達手続の停止等があり得る。
- (5) 当該契約に係る予算が成立しない場合は、この公告は、効力を有しない。
- (6) 詳細については入札説明書による。

10 Summary

- (1) Nature and quantity of the services to be required: Cleaning business of Shinjo Prefectural Hospital
- (2) Time-limit for tender: 10:00A.M. March 18, 2010
- (3) Contact point for the notice: General Affairs Division, Shinjo Prefectural Hospital, 12-55 Wakaba-cho, Shinjo-shi, Yamagata-ken 996-0025 Japan TEL 0233-22-5525

誤

行 発行年月日 詚 正 番 号 第2110号 平成22. 1.19 46 6 詚 〃 桜田東一丁目14番 別表第6中 19号 を 桜田支店 桜田東一丁目14番 IJ 19号 桜田支店 に改める。 七日町三丁目1番 16号 七日町ふれあい支店

正